

工事現場等における施工体制の点検要領

1 目的

本要領は、土木部所管工事の施工体制について、監督業務等の点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものである。

2 工事規模等による区分

工事規模や下請施工状況等に応じた効率的な点検を実施するため、各工事を下記の4つに区分して、点検項目に基づきそれぞれ所要の点検を行うものとする。

(1) 大規模工事等

(2) 監理技術者専任工事

(3) 主任技術者専任工事等

(4) その他工事

3 点検担当者

(1) 点検業務を効率的に実施するため、契約建設業係等事務担当者と監督員等技術担当者及び上司等が連携分担して対応するものとする。

(2) 大規模工事等については、各地方局建設部・土木事務所に設置する施工体制監視班が定期的及び必要に応じて随時点検を実施し、本庁に設置する土木部施工体制監視班は、各地方局建設部・土木事務所等から報告のあった疑義や不適切な事例について対応策等を検討する。

なお、施工体制監視班の設置については、別に定める。

4 点検項目

点検は、別紙－1の1、1の2の施工体制チェックリストにより行う。

5 点検結果の処理

(1) 大規模工事等の場合

疑義の有無に関わらず、様式－Aに点検結果を記入して、点検を行った翌月の10日までに土木管理課まで提出する。

(2) 疑義若しくは不適切な事例があった場合

疑義がある場合は再調査や受注者に再確認するなどして、最終的に不適切な点を把握した場合、原則として各地方局建設部・土木事務所が受注者に対し文書で改善を求めることとするが、監理技術者の資格や専任に関する違反、一括下請負など重大・悪質な違反に該当すると疑うに足る事実を把握したときは、上記(1)の規定にかかわらず直ちに土木管理課及び事業所管課に連絡する。

(3) 工事成績への反映

施工体制に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映させる。

6 その他

本点検の実施により収集した個人情報、愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例第41号）に則り、適切に取り扱うものとする。

7 工事規模等区分ごとの具体的な点検要領

	(1) 大規模工事等	(2) 監理技術者専任工事	(3) 主任技術者専任工事等	(4) その他工事
①点検対象工事	I. 書類審査 全ての工事 II. 工事現場等 全ての工事	I. 書類審査 同 左 II. 工事現場等 同 左	I. 書類審査 同 左 II. 工事現場等 同 左	I. 書類審査 同 左 II. 工事現場等 適宜(下請額の大きい工事 等全件数の5%程度を選定)
②点検の頻度	I. 書類審査 書類提出の都度 及び適宜再チェック II. 工事現場等 2か月に1回程度 (ただし技術者専任は別途) (疑義がある場合は頻度を増 やす)	I. 書類審査 書類提出の都度 II. 工事現場等 施工中2~3回 (着手後早期、工事最盛期、体 制変更時等) (同 左) (同 左)	I. 書類審査 同 左 II. 工事現場等 同 左 (同 左) (同 左)	I. 書類審査 同 左 II. 工事現場等 施工中1~2回 (着手後早期、工事最盛期 等) (同 左)
③点検対象工事において、施 工中最低1回は点検する項 目	I. 書類審査 全ての項目 II. 工事現場等 全ての項目	I. 書類審査 原則、全ての項目 II. 工事現場等 点検番号 211 現場代理人等の同一性 212 監理技術者の資格 216 監理技術者の専任性 231 施工体制台帳 232 施工体系図	I. 書類審査 同 左 II. 工事現場等 点検番号 211 現場代理人等の同一性 216 主任技術者の専任性 232 施工体系図	I. 書類審査 同 左 II. 工事現場等 特段定めない
④繰り返し点検する項目	点検番号 216 監理技術者の専任性 (1回/1か月 程度)	点検番号 216 監理技術者の専任性 (1回/1か月 程度)	点検番号 216 主任技術者の専任性 (1回/2か月 程度)	特段定めない
⑤その他、各点検時の点検項 目の選定	I. 書類審査 適宜再チェック II. 工事現場等 ・初期は全項目 ・適正であれば順次項目を減ら して可	I. 書類審査 II. 工事現場等 ・初期は③の必須項目のほか、 227、228の一括下請負の点検 を中心に選定 ・ 同 左	I. 書類審査 II. 工事現場等 ・ 同 左 ・ 同 左	I. 書類審査 II. 工事現場等 適 宜 (一括下請負がないかどうか を主眼に点検)
⑥点検の分担	I. 書類審査 主として事務担当者及び技術 担当者 (必要に応じ監視班等がチェ ック) II. 工事現場等 主として監視班(複数の班員 による) (専任性の点検等は技術担当 者が補足)	I. 書類審査 事務担当者及び技術担当者 II. 工事現場等 主として技術担当者	I. 書類審査 同 左 II. 工事現場等 同 左	I. 書類審査 同 左 II. 工事現場等 同 左
⑦点検結果の報告	・疑義等の有無に関わらず土木 部監視班まで結果を報告	・疑義や不適切な点があった場 合のみまず出先機関監視班に 結果を報告 ・必要に応じ土木部監視班に報 告	・ 同 左 ・ 同 左	・ 同 左 ・ 同 左
⑧その他	・ 監理技術者資格(212)につい ては、工事着手前(施工計画 書提出時点等)に必ず確認	同 左		

附則

- この要綱は、平成13年 7月 1日から施行する
- この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する
- この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する
- この要綱は、平成25年 5月 1日から施行する
- この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する
- この要綱は、平成28年 6月 1日から施行する

工事現場等における施工体制チェックリスト

I. 書類審査用

点検番号	チェックポイント	チェック方法等
【現場代理人・主任(監理)技術者等通知】 (工事請負契約約款第10条関係)		
111	所定の様式に必要事項の記入 所定の様式に必要事項が記入されていること。	
112	下請負予定届出書の添付 現場代理人、主任(監理)技術者等通知には、下請負予定届出書が添付されていること。	
113	主任(監理)技術者、専門技術者の所要資格 主任(監理)技術者、専門技術者は、当該工事を施工する上で必要とする資格を有していること。	建設業法第26条第1項、第2項、第4項 資格欄記入事項をチェック
114	特定建設業許可、監理技術者資格 下請負予定届出書で(1次)下請契約の予定総額が40,000千円以上の場合、 ①受注者は、特定建設業の許可を受けていること。 ②監理技術者資格者証を有する監理技術者を配置していること。	建設業法第3条 建設業法第26条第4項
115	現場代理人、主任(監理)技術者、担当技術者の雇用状況、常駐、専任 主任(監理)技術者は、受注者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。 現場代理人、担当技術者は、受注者と直接的な雇用関係にあること。 (他の建設業者からの臨時雇用、出向社員等は不可。また、主任(監理)技術者については、開札日以前に所属建設業者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。) 現場代理人は、工事現場に常駐するものであること。(現場代理人の兼任が認められている場合にあっては、当該工事現場、または、兼任している工事現場で常駐するものであること。) 請負代金額35,000千円以上の場合、主任(監理)技術者は、当該工事に対し専任であること。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。) (監理技術者は、1次下請総額が40,000千円以上の場合に配置) 担当技術者は、当該工事に対し専任であること。	工事請負契約約款第10条第2項 建設業法第26条第3項、契約約款第10条第1項 書類持参者に質問し、確認 工事請負契約約款第10条第1項
116	変更通知の提出 現場代理人、主任(監理)技術者等に変更があった場合は、変更通知が提出されていること。	工事請負契約約款第10条第1項
【下請施工通知(申請)、再下請施工通知(申請)】 (工事請負契約約款第7条関係)		
121	所定の様式に必要事項の記入 所定の様式に必要事項が記入されていること。	
122	全ての下請に係る通知(申請)の提出 2次下請以降を含むすべての下請業者に係る下請(再下請)通知(申請)が提出されていること。 また、全ての下請契約書の写しが添付されていること。	(下請施工通知書(申請書)と再下請施工通知書(申請書)の様式は、別様式となっている。) 書類持参者に質問し、確認
123	下請(再下請)申請の提出 自己の請負金額の50%以上の額を一の業者に下請させる場合は、あらかじめ発注者の承認が必要である。	工事請負契約約款特約条項 記載されている下請額、再下請額等を確認
124	下請施工内容の明確な記載 各下請業者の施工内容は、明確に記載されていること。	
125	建設業許可 ①(1次)下請契約の総額が40,000千円以上の場合、元請業者は、特定建設業の許可を受けていること。 ②5,000千円以上の下請の場合、下請業者は当該下請工事に對した業種の建設業許可を受けていること。	建設業法第3条 (例:基礎工のみ…「とび・土工・コンクリート」)
126	変更通知(申請)の提出 下請業者の変更、追加、下請工事の内容変更等があった場合、受注者から、その都度、変更後の下請施工通知(申請)等が提出されていること。	工事請負契約約款第7条
【施工体制台帳・施工体系図】 (愛媛県土木工事共通仕様書第1編1-1-1-10関係)		
131	施工体制台帳・施工体系図の提出、所定様式に必要事項の記入 下請契約を締結した工事については、受注者から、施工体制台帳・施工体系図が提出されていること。また所定の様式に必要事項が記入されていること。	土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-10第1項、第2項
132	他の書類との内容の一致 現場代理人・主任(監理)技術者等通知、下請施工通知(申請)、再下請施工通知(申請)、施工計画書と一致していること。	
133	全ての下請の記載 2次下請以降を含む全ての下請が記入されていること。	土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-10第1項、第2項 書類持参者に質問し確認
134	下請施工内容の明確な記載 各下請業者の施工内容は、明確に記載されていること。	
135	下請業者の主任技術者、専門技術者の所要資格 下請業者の主任技術者、専門技術者は、当該下請工を行なううえで必要とする資格を有していること。	建設業法第26条第1項 記載されている下請施工内容と技術者資格とをチェック
136	下請業者の主任技術者の雇用状況、専任 下請業者が配置する主任技術者は、直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。また、35,000千円以上の下請の場合、主任技術者は、専任であること。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。)	建設業法第26条第3項 書類持参者に質問し、確認
137	変更があった場合の施工体制台帳・施工体系図の提出 下請業者等の変更、追加、工事内容の変更等があった場合、その都度、変更後の下請施工通知等に併せ、施工体制台帳及び施工体系図が提出されていること。	土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-10第4項
【工事実績データ】 (愛媛県土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-5関係)		
141	工事実績データの登録 受注者は、受注時及び変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は完成検査後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしていること。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。	土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-5 監督員の確認を要する。 登録機関発行の登録内容確認書の写しにより確認
【その他】		
151	書類への受付印の押印(受付簿への記載は省略) 受注者から提出された現場代理人等通知、下請施工通知、施工体制台帳、その他関係書類(工事延期願、完成届等)には、内容確認した上、受付印を押印すること。	愛媛県文書管理規程第15条第1項

II. 工事現場用

点検番号	チェックポイント	チェック方法等
【元請業者の現場代理人・主任(監理)技術者等の配置状況の確認】		
211	現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者等の同一性の確認 現場に配置している現場代理人、主任(監理)技術者、専門技術者、担当技術者は、書類により通知のあった者と同一人物であること。	現場代理人と主任(監理)技術者、専門技術者との兼務は可。本人に対する質問、監理技術者資格者証等により確認
212	主任(監理)技術者、専門技術者の所要資格の確認 主任(監理)技術者、専門技術者は、当該工事を施工する上で必要とする資格を有していること。(1次)下請契約の総額が40,000千円以上の工事については、監理技術者資格者証を有する監理技術者の配置が必要。監理技術者資格者証に記載されている、顔写真、所属建設業者名及び資格が本人であること。所属建設業者及び資格が相違ないことを確認)	各技術者の技術検定合格証明書、監理技術者資格者証等により確認
213	現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者の雇用状況の確認 主任(監理)技術者は、受注者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。 現場代理人、担当技術者は、受注者と直接的な雇用関係にあること。 (他の建設業者からの臨時雇用、出向社員等は、不可。また、主任(監理)技術者については、開札日以前に所属建設業者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。)	健康保険証、住民税特別徴収税額通知書等により確認
214	元請業者の作業員の雇用状況の確認 元請業者の作業員は、当該元請業者と直接的な雇用関係にあること。	現場作業員名簿と作業員に対する聞き取りにより確認
215	現場代理人の常駐の確認 現場代理人は、常駐していること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(現場代理人の兼任が認められている場合にあっては、当該工事現場に不在の場合は、兼任している工事現場で常駐していること。)	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業日報等により確認
216	主任(監理)技術者の専任の確認 請負代金額35,000千円以上の場合、主任(監理)技術者は当該工事に対し専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。)	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業日報等により確認
【工事施工体制の確認】		
221	工事の施工業者、施工内容、施工関係者の確認 工事は、下請施工通知等、施工体制台帳、施工体系図どおりの業者により施工されていること。 元請、各下請業者の施工分担内容は、通知どおりであること。	現場で作業状況を把握するほか、現場代理人、技術者等に確認するとともに、作業打合せ日誌、安全訓練記録等により確認
222	下請業者の主任技術者の同一性の確認 下請業者が配置している主任技術者は、施工体制台帳等に記載されている者と同一人物であること。	本人に対する質問、運転免許書等により確認
223	下請業者の主任技術者、専門技術者の資格の確認 下請業者の主任技術者、専門技術者は、工事を施工する上で必要とする資格を有していること。	技術検定合格証明書等により確認
224	下請業者の主任技術者の雇用関係の確認 下請業者が配置している主任技術者は、当該下請業者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。	健康保険証、住民税特別徴収税額通知書により確認
225	下請業者の作業員の雇用状況の確認 下請業者の作業員は、当該下請業者と直接的な雇用関係にあること。	現場作業員名簿と作業員に対する聞き取りにより確認
226	下請業者の主任技術者の専任の確認 35,000千円以上の下請の場合、下請業者が配置する主任技術者は、専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。)	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業打合せ日誌、作業日報等により確認
227	元請業者の工事への関与の状況の確認 元請業者は、受注工事について工程管理、品質管理等自ら総合的に企画、調整、指導を行なっていること。	作業打合せ日誌、作業日報、安全訓練記録簿、監理技術者に対する質問等により確認
228	下請業者の工事への関与の状況の確認 (2次下請以降を含む)下請業者が再下請している場合、下請業者は、請け負った工事について、自ら総合的に企画、調整、指導を行っていること。	下請業者と再下請業者との打合せ記録、再下請業者の配置技術者からの施工状況の聴取により、確認
【現場における施工体系図の掲示等】		
231	施工体制台帳、施工体系図 下請契約を締結した工事については施工体制台帳を工事現場に備え置きしていること。	建設業法第24条の7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項及び第2項、愛媛県土木工事共通仕様書第1編1-1-10
232	施工体系図 工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示していること。	建設業法第24条の7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項、土木工事共
233	建設業許可標識、労災保険関係成立票等 受注者、下請業者ともに工事現場の公衆に見やすい場所に建設業許可標識、労災保険関係成立票等の関係標識を掲示していること。	建設業法第40条、 労働者災害補償保険法施行規則第49条
234	労働安全管理体制、緊急時連絡体制 労働安全管理体制、緊急時連絡体制が整備され、かつ現場事務所等に明示されていること。	労働安全衛生規則第12条の4、 土木工事安全施工技術指針第1章第4節

(注)

建築工事の場合

- 建設業の許可 ……請負金額 15,000千円以上(又は延べ面積150㎡以上の木造住宅)の工事
- 主任技術者の専任…請負金額 70,000千円以上の工事
- 監理技術者の配置…(1次)下請契約の総額が 60,000千円以上の工事(施工体制台帳等の作成要)
- 特定建設業許可…(1次)下請契約の総額が 60,000千円以上の工事